

議案第14号

山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について

山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 植林 力也

(提案理由)

二瀬本ふれあい館の供用を廃止することに伴い、山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長職務代理者　山都町副町長

山都町条例第　　号

山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する条例

山都町二瀬本ふれあい館条例（平成17年山都町条例第112号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町二瀬本ふれあい館について

●沿革

昭和62年 二瀬本ふれあい館開館（木造平屋 114 m² 工費 2,200万円）

令和5年 3月 施設利用休止

令和5年12月 そよ風パーク施設内へ加工施設移転完了

令和6年1月から、そよ風パーク内「商品開発研究棟」にて、味噌づくり加工施設の利用が開始された。

●概要

農村地域住民の自主性及び共同性を生かしながら、地域に見合った集落ビジョンの策定と実践活動を通じて風土を生かした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進するため建設された施設で、主に洗濯と味噌づくりに活用された。

平成30年の事務事業評価において廃止という評価をうけた。施設利用者と会合を重ね、加工施設を移設する方向で調整し、移設先がそよ風パークに決まったことにより、ふれあい館としての用途を廃止することになった。

建物については、平成27年度に外壁一部腐食部分の修繕（62,154円）、平成28年熊本地震の影響と思われるコンクリート壁の亀裂が見られる。

●施設維持管理費用 年間約98,000円

●今後の利活用について

・農村施設としては利用しない。また、蘇陽支所の施設として再活用は考えていない。（支所内にも空きがあることから、倉庫等に使用することはない。）

・用途廃止の手続きを進め、①普通財産へ移管 ②建物解体 ③蘇陽支所以外の課への所管替えのいずれかの選択をしたい。